

森町障がい者雇用促進事業補助金のお知らせ

森町では、障がい者の雇用を促進することを目的に、新規雇用者として障がい者を雇用する事業者に対して補助金を交付しますので、ご活用ください。

1 対象となる障がい者

森町に住所を有する 15 歳以上 60 歳以下の者で、下記(1)～(3)のいずれかに該当する者。ただし、同一の事業所で本補助金の対象となった者又は他の事業所において 1 年以内に本補助金の対象となった者を除く。

- (1) 身体障害者手帳所持者で重度とされる者
(障害程度が 1、2 級であるか、内部障害 3 級まで)
- (2) 療育手帳の交付を受けている者 (A 判定及び B 判定)
- (3) 精神障害者手帳の交付を受けている者 (1～3 級)

2 補助対象事業者の要件

- (1) 森町に事務所を有する事業所の事業主であること
- (2) 対象者を新たに労働者として雇い入れる者
- (3) 雇用保険適用の事業主であること
- (4) 町税等に滞納がない者
- (5) 対象者を 1 年以内に事業主の都合により解雇していない者

3 補助対象となる雇用契約

- (1) 雇用期間は 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれること
- (2) 1 週間の労働時間が、原則として 20 時間を下回らないこと
- (3) 労働条件に関する事項について、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 等の労働関係法令に基づいたものであること
- (4) 公序良俗に反する内容でないこと

4 補助金の額等

- ・ 対象者 1 人に対し月額 30,000 円、臨時雇用の場合は 15,000 円とする。
- ・ 補助対象期間は、対象者 1 人に対し 2 年を上限とする。

5 申請方法

事前にお問い合わせの上、申請いただくようお願いいたします。

【保健福祉課 障がい者支援係 (電話) 7-1085】